

科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局 委託契約事務処理要領等の改正について(新旧対照表)

No.	区分	条文等	様式名等	改正内容（改正前）	改正内容（改正後）	備 考
科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領						
1	要領	第1 (12)		(定義) 第1 (12) 「競争的研究費」とは、大学、国立研究開発法人等において、省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの(「競争的資金」とされていたものを含む。)をいう。	(定義) 第1 (12) 「競争的研究費」とは、大学、国立研究開発法人等において、省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの(「競争的資金」とされていたものを含む。)をいう。	誤植 (句点の追記)
2	要領	第8 (3)		第8 (3) 人件費については、乙との雇用関係がある従事者の場合は、委託業務への実従事時間及び従事者に支払った支給額に基づくこと。(ただし、裁量労働制を適用している場合にあっては、雇用契約等に占める委託業務の割合及び従事者に支払った支払額に基づくこととする。)また、派遣職員の場合は、委託業務への従事時間に応じて派遣会社に支払った額に基づくこと。	第8 (3) 人件費については、乙との雇用関係がある従事者の場合は、委託業務への実従事時間及び従事者に支払った支給額に基づくこと(ただし、裁量労働制を適用している場合にあっては、雇用契約等に占める委託業務の割合及び従事者に支払った支払額に基づくこととする。)。また、派遣職員の場合は、委託業務への従事時間に応じて派遣会社に支払った額に基づくこと。	誤植 (句点の場所の修正)
3	要領	第8 (14)		(14) 乙は、設備備品等の物品(消耗品を含む)を取得したとき又は雑役務費により発注した業務が完了したときは、乙が発注した仕様等に基づき適切に納品又は履行されているか確認しなければならない。	(14) 乙は、設備備品等の物品(消耗品を含む。)を取得したとき又は雑役務費により発注した業務が完了したときは、乙が発注した仕様等に基づき適切に納品又は履行されているか確認しなければならない。	誤植 (句点の追記)
4	要領	第18 第2項		第18 2 前項の提出は、業務計画書「Ⅱ.委託業務の実施体制」のうち、「3. 経理担当者等」の事務担当者に記載されたメールアドレスから、電磁的記録媒体により提出しなければならない。ただし、第9の第5項による変更があった場合は、変更後の担当者から変更後のメールアドレスにより提出しなければならない。また、公印を使用して提出する場合は、合わせて郵送又は持参しなければならない。	第18 2 前項の提出は、業務計画書「Ⅱ.委託業務の実施体制」のうち、「3. 経理担当者等」の事務担当者に記載されたメールアドレスから、電磁的記録媒体により提出しなければならない。ただし、第9の第5項による変更があった場合は、変更後の担当者から変更後のメールアドレスにより提出しなければならない。また、公印を使用して提出する場合は、合わせて郵送又は持参しなければならない。	誤植 (不要文言の削除)
5	要領	第35		(取引停止措置) 第35 委託契約書第37条第8項により「文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」別表に掲げる措置要件第12号に該当する場合は、同取扱要領により取引停止措置を行うことができる。 (参考) http://www-gpo3.mext.go.jp/kanpo/gpindex.asp	(取引停止措置) 第35 委託契約書第37条第8項により「文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」別表に掲げる措置要件第12号に該当する場合は、同取扱要領により取引停止措置を行うことができる。 (参考) https://pf.mext.go.jp/gpo3/kanpo/gpindex.asp	誤植 (URLの修正)
6	要領	附則		附則(令和4年3月25日改正) 第1 この要領は、令和4年3月25日から施行し、令和4年4月1日以降に締結する委託契約から適用する。	附則(令和5年3月 日改正) 第1 この要領は、令和5年3月 日から施行し、令和5年4月1日以降に締結する委託契約から適用する。	施行日、適用日の改正
7	要領	様式第1	委託契約書 第21条 第1項	(成果報告) 第21条 乙は、委託業務の完了又は廃止の日のいずれか早い日の翌日から61日を経過した日までに委託業務成果報告書〇〇部【※CD-R等の電磁的記録媒体(現物媒体)を指定して記載する。】を甲に提出しなければならない。	(成果報告) 第21条 乙は、委託業務の完了又は廃止の日のいずれか早い日の翌日から61日を経過する日までに委託業務成果報告書〇〇部【※CD-R等の電磁的記録媒体(現物媒体)を指定して記載する。】を甲に提出しなければならない。	誤植
8	要領	様式第1	委託契約書 第39条	(委託費支出明細書の提出等) 第39条 乙が、特例民法法人である場合は、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)に基づき、額の確定の通知後、速やかに委託費支出明細書を作成し、乙の事務所に備え付け公開するものとし、甲及び乙の主務官庁に提出しなければならない。	(委託費支出明細書の提出等) 第39条 乙が、公益法人である場合は、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)に基づき、額の確定の通知後、速やかに委託費支出明細書を作成し、乙の事務所に備え付け公開するものとし、甲及び内閣府に提出しなければならない。	会計課策定「委託事業の手引き」に倣って改正

No.	区分	条文等	様式名等	改正内容（改正前）	改正内容（改正後）	備考
9	要領	様式第1	委託契約書 第42条 (1)	(属性要件に基づく契約解除) 第42条 (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき	(属性要件に基づく契約解除) 第42条 (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき	字句修正 (半角数字→全角数字)
10	要領	様式第2	(参考) 業務協力者リスト	氏名(注1)	氏名	誤植 (不要文言の削除)
11	要領	様式第10	委託業務中間報告書	上記委託業務進捗状況を委託契約書第11条の規定に基づき下記のとおり報告します。	上記委託業務の進捗状況を委託契約書第11条の規定に基づき下記のとおり報告します。	誤植 (脱字の追記)
12	要領	様式第12-1 別紙口	委託業務廃止報告書	体裁修正	体裁修正	体裁修正 (改ページ)
13	要領	様式第12-2 別紙口	委託業務廃止報告書	体裁修正	体裁修正	体裁修正 (表中「(円)」を削除、消費税率10%になるよう計数調整)
14	要領	様式第14-1 別紙イ	委託業務実績報告書	体裁修正	体裁修正	体裁修正 (改ページ)
15	要領	様式第14-2 別紙イ	委託業務実績報告書	体裁修正	体裁修正	体裁修正 (表中「(円)」を削除、消費税率10%になるよう計数調整)
16	要領	様式第14-2 別紙口	委託業務実績報告書	(注) 本紙3.(2)に記載する変更は、要領第9第4項第2号に掲げる軽微な変更を対象としている。このため、委託業務の内容の変更や経費の流用制限を超えての増減など、あらかじめ変更承認申請等必要な手続きを免除または代替するものではないので注意すること。	(注) 本紙2.(2)に記載する変更は、要領第9第4項第2号に掲げる軽微な変更を対象としている。このため、委託業務の内容の変更や経費の流用制限を超えての増減など、あらかじめ変更承認申請等必要な手続きを免除または代替するものではないので注意すること。	誤植
17	要領	様式第26	物品の無償貸付申請書	(部局長) 文部科学○○○○長 殿	(部局長) 文部科学省○○○○長 殿	誤植 (脱字の追記)
18	要領	様式第27	借受書	年 月 日付け 第 号をもって承認のあった下記の委託業務に使用する物品の無償貸付について、承認通知書記載の条件を承諾のうえ、当該物品を確かに借受けました。	年 月 日付け 第 号をもって承認のあった下記の委託業務において取得した物品の無償貸付について、承認通知書記載の条件を承諾のうえ、当該物品を確かに借受けました。	表記の適正化 (「使用する」→「取得した」)
19	要領	様式第31	確認書	1. 乙は、委託業務(題目「○○○○」)の成果となるべき発明等があった場合は、遅滞なく、当該契約書の規定に基づきその旨を甲に報告する。	1. 乙は、委託業務(題目「○○○○」)の成果にかかると発明等を行ったときは、遅滞なく、当該契約書の規定に基づきその旨を甲に報告する。	表記の適正化 (委託契約書の表記と平仄をとって修正)
20	要領	様式第31	確認書	2. 乙は、甲が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で委託業務に係る知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。	2. 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で委託業務にかかると知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。	同上
21	要領	様式第31	確認書	3. 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。	3. 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。	同上

No.	区分	条文等	様式名等	改正内容（改正前）	改正内容（改正後）	備考
22	要領	様式第31	確認書	<p>6. 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。</p> <p>イ 乙が株式会社である場合に、乙がその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定をする場合</p> <p>ロ 乙が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定をする場合</p> <p>ハ 乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定をする場合</p>	<p>6. 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。</p> <p>イ 乙が株式会社である場合で、乙がその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</p> <p>ロ 乙が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</p> <p>ハ 乙が技術研究組合である場合で、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</p>	同上
23	要領	様式第37	移転承認申請書	<p>（受託者）住所 名称及び 代表者名</p>	<p>（受託者）住所 名称及び 代表者名</p>	体裁修正（インデント）
24	要領	様式第37	移転承認申請書	<p>1. 移転しようとする知的財産権 表中 （注1）、（注2）、（注3）</p>	<p>1. 移転しようとする知的財産権 表中 （注1）、（注2）、（注3）</p>	字句修正 （半角数字→全角数字）
25	要領	様式第37	移転承認申請書	<p>（注3）（1）</p>	<p>（注3）該当する（1）～（4）の事項を記入する。 （1）</p>	表記の適正化 （他の様式と平仄をとって追記）
26	要領	様式第37（注4）と（注5）	移転承認申請書	<p>・移転先において当該知的財産権を利用する予定がない場合 （注5）以下の場合には、著作権の移転に際して国の承認を求めることを要しない。</p>	<p>・移転先において当該知的財産権を利用する予定がない場合 （注5）以下の場合には、著作権の移転に際して国の承認を求めることを要しない。</p>	体裁修正 （不要な空白行の削除）
27	要領	様式第38	移転通知書	<p>1. 移転する知的財産権 表中 （注1）、（注2）、（注3）</p>	<p>1. 移転する知的財産権 表中 （注1）、（注2）、（注3）</p>	字句修正 （半角数字→全角数字）
28	要領	様式第47	裁量労働者エフォート率証明書	<p>エフォート率は下表のとおりで<u> </u>あり、</p>	<p>エフォート率は下表のとおりであり、</p>	体裁修正 （不要なスペースの削除）